

国民健康保険料算定方式変更とその対策について

国民健康保険料は、加入者が均等に負担する「均等割額」と世帯の所得状況に応じて負担する「所得割額」の合算額で構成されます。このうち「所得割額」について、国の政令改正に伴う制度変更により平成 25 年度から「総所得金額等を基に算定する方式（所得比例方式）」に全国的に統一されました。

これに伴い、本市においても算定方式を変更するため、対策案も含めて第 1 回定例会で条例改正を行いました。

1 所得割額の算定方式変更について

(1) 所得比例方式（旧ただし書方式）について

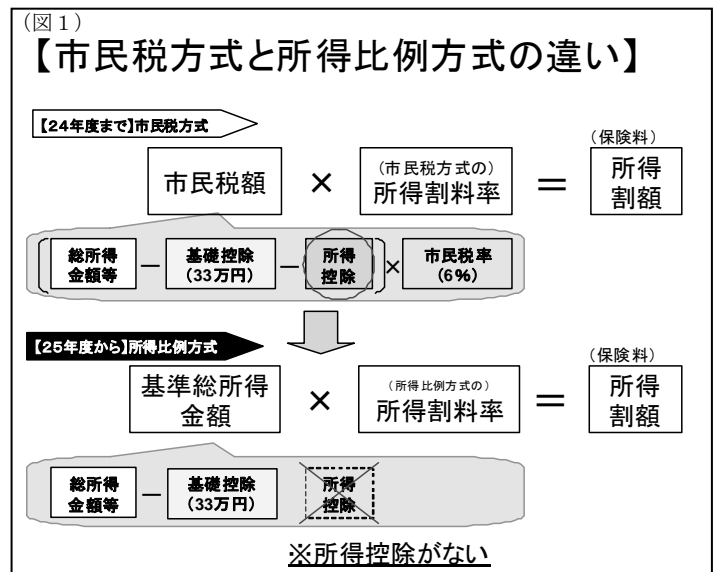
ア 市民税で用いる所得控除がないため、税制改正の影響を受けにくい方式です。（図 1）

イ 市民税方式に比べると、広く薄く保険料を賦課する方式のため、中間所得層の負担緩和が図られます。

(2) 算定方式変更の影響

ア 非課税世帯でも 33 万円を超える所得があると、所得割額の負担が生じます。《市民税非課税者》

イ 所得控除の大きい世帯ほど負担が大きくなります。《市民税課税者》



2 算定方式変更に伴う対策

算定方式変更に伴い、保険料負担が増加する世帯が生じるため、以下の 3 つの対策を講じます。

	内容
対策 1 賦課割合の変更 (継続実施)	「所得割総額」と「均等割総額」の賦課割合を変更し、低所得世帯に移動した負担を全体的に調整します。 $(\text{所})50\% : (\text{均})50\% \quad \Rightarrow \quad (\text{所})60\% : (\text{均})40\%$
対策 2 経過措置の実施 (2 年間)	賦課割合を変更してもなお、保険料負担が急激に増加する世帯について、経過措置を実施し、段階的に移行します。 基準総所得金額を次の割合で削減　25 年度 70%・26 年度 40%
対策 3 市費の繰入	「経過措置対象外の加入者負担」や「保険料負担の大幅増」を抑制するため市費を繰入れます。(16.5 億円)

3 算定方式変更の広報について

算定方式の変更とその対応策については、広く広報に努めるとともに、加入世帯に丁寧な周知を行うため、以下の広報を行っています。

時期	媒体	内容
2月	広報よこはま (2面の一部に掲載)	政令改正に伴い平成25年度から保険料の算定方式が変更予定であることを掲載。
4月	ポスター・文字情報掲出(地下鉄)	政令改正に伴い平成25年度から保険料の算定方式が変更することを掲載。
	ダイレクトメール	保険料算定方式変更と、保険料負担が増加する世帯への対策の詳細を説明。全加入世帯(約56万世帯)に送付。
5月	広報よこはま (2面・3面に掲載)	保険料算定方式変更と、保険料負担が増加する世帯への対策の詳細を説明。市内全戸配布。
6月中旬	保険料額決定通知書	世帯ごとの保険料額を通知

4 コールセンターの設置

算定方式変更の広報に伴う加入者からの問合せに対応。(平成25年2月1日～)

(1) 問合せ状況

期 間	入電件数	1日あたりの入電件数
ダイレクトメール発送前 (2月1日～4月26日)	347件	4.6件
ダイレクトメール発送直後1週間 (4月27日～5月3日)	2,634件	376.2件
ダイレクトメール発送から 1週間後以降(5月4日～5月18日)	860件	57.3件
合 計	3,841件	30.5件

(2) 主な問合せ内容

- ・ ダイレクトメールの掲載内容
- ・ 保険料額の動向
- ・ 国民健康保険制度全般

5 保険料額決定通知書の発送への対応

保険料額決定通知書の発送に伴い、具体的な保険料額に関する問合せが多く寄せられるため、区役所職員への研修を実施しており、丁寧な説明ができるように準備を進めています。